

令和6年

建設委員会会議録

とき 令和6年7月2日

品川区議会

令和6年 品川区議会建設委員会

日 時 令和6年7月2日(火) 午前10時00分～午前11時47分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 木村健悟 委員 のだて稔史
委員 中塚亮 委員 横山由香理

出席説明員 鈴木都市環境部長 嶋田都市整備推進担当部長
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森建築課長
中西環境課長 篠田参事
(品川区清掃事務所長事務取扱)
(資源循環推進担当課長事務取扱)
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
櫻木地域交通政策課長 山下交通安全担当課長
川崎土木管理課長 森道路課長
(用地担当課長兼務)
大友公園課長 北原河川下水道課長
平原防災課長 羽鳥防災体制整備担当課長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察についておよびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和6年度7月区営住宅入居者募集について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和6年7月区営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは令和6年7月区営住宅入居者の募集についてご説明をいたします。

恐れ入ります。資料をご覧くださいと思います。

申込用紙の配布期間でございますが、7月5日金曜日から7月12日金曜日となっております。

配布場所については、記載のとおりでございます。

申込書の受付は郵送で7月19日金曜日までに届いたものとし、抽選番号は7月26日金曜日頃に申込者宛てに発送をいたします。

募集戸数は全部で12戸、内訳については、1人から2人世帯向け住宅5戸、2人から3人世帯向け住宅3戸、2人から4人世帯向け住宅4戸となっております。

抽選日は、8月13日火曜日でございます。

抽選結果の通知は、8月19日月曜日頃までに発送をいたします。

広報につきましては、広報しながら、昨日付の7月1日号および品川区ホームページにも掲載をしております。

休日の配布窓口については、記載のとおりでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

この間の実績、応募倍率と戸数を伺いたいと思います。

やはり区営住宅の役割が、今、特に格差と貧困が広がる中で求められていると思うのですが、その重要性、区の認識を伺いたいと思います。

今説明があった申込用紙の配布期間が12日までというところで、でも受付は19日までということで、このずれがあることで、受付期間間近に知った方は、申込用紙が受け取れない、もらえないという状況になっておりますので、これは配布期間を延ばすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この間、区がエレベーターの防災チェアを配布するというところで事業をやるということになっていまして、区営住宅ですとか、区民住宅などのエレベーターがあるところに防災チェアを設置すべき

ではないかと思うのですが、区の考えを伺いたいと思います。

○川原住宅課長

何点かご質問をいただきましたので、順番にご説明をさせていただきたいと思います。

まず最近の区営住宅の応募の戸数と倍率についてでございます。令和6年の1月募集のときには、倍率は36.9倍でございました。部屋の戸数は全部で9戸の募集でございます。

続きまして、昨年、令和5年7月の募集の倍率でございますが、倍率は50.7倍、応募の戸数は7戸でございました。

続きまして、区営住宅を含む公営住宅の重要性についてのご質問であったかと思っております。現在も区内には439戸の住宅がございますが、いずれも適切な維持管理をしっかりと行っていきたいと考えてございます。

公営住宅は昭和40年代の建設のものも含めて、大変長く住んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、改修の工事等はしっかりと行って、長寿命化を維持、できるだけ長く住み慣れた我が家で住んでいただくような形で維持管理を適切にしっかりと行ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、郵送の受付期間が短くなっているのではないかとというご質問でございます。委員ご指摘のとおり申込用紙の配布期間は約1週間、今週の金曜日から来週の金曜日までとなっておりますが、申込みの期限は19日、逆に1週間余裕を設けることで、この冊子をお渡ししたときに、区民の方は、どこが空いているか、どこにお住みになれるか、申込みについてよく考える期間を設置させていただいております。

近年、高齢者の方が非常に増えてございますので、ご自身でポストに投函するというよりは、まず住宅課の窓口に来て、ご相談されて、こちらの窓口でしっかりといろいろな住宅の説明をさせていただいた上で、ご納得した上で申込みをしていただいております。そのような期間で、ある程度一定の期間を設けることで、しっかりと郵送の到着日には投函を間に合わせていただくということをお願いをしているところでございます。この期間については、今後変更する予定はございません。

続きまして、マンション防災の観点から、エレベーターの防災チェアの設置についてどうかといったご意見でございます。おっしゃるとおり防災課のほうからの状況提供を受けまして、防災チェアを区民向けに無償で配布をするというところを聞いてございますので、まずは区民住宅と区営住宅のエレベーターの大きさが特に古い区営住宅については、非常にコンパクトなサイズになってしまっているのです。防災課のほうで無償提供するサイズが果たして適しているかどうかといったようなところから、まずは検証を行っているところでございます。

○のだて委員

防災チェアは、今、いろいろ検討をされているというところであると思っておりますので、そのまま設置できるのか、もう少し小型のものにしなければいけないのかということがあると思うのですが、ぜひ設置できるようにしていただきたいと思います。

応募倍率も約37倍、約50倍ということで、やはり倍率が高くなっているということで、区営住宅のニーズが高まっていると思っております。そのような中で維持管理を適切に進めていきたいということですが、やはりニーズが高まっている中で、区営住宅を増やしていくということが必要だと思っております。

高齢者の方や障害者の方などは住まいを探すことがなかなか大変だという中で、やはり区営住宅が一つ大きな役割を果たすと思っておりますので、区営住宅の増設をぜひ進めていただきたいと思います。ここを1点伺いたいと思います。

配布期間なのですけれども、今後見直すつもりはないというお話でしたけれども、配布期間よりも長く受付期間があるから、考える時間があるというお話ですが、それならば配布期間も長くすれば、もっと余裕があると思うのですけれども、なぜ配布期間を延ばさないのか伺います。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

まず1点目は、増設についての区の考えというところでございます。先ほども申し上げたとおり、区営住宅については、適切な維持管理を行っていくという観点から、現時点においては増設する考えはございません。

先日6月5日付で、住宅セーフティネット法が改正をされて成立をされました。施行はまだ来年秋というところで、まだ先にはなるのですけれども、こちらは民間の賃貸住宅の供給を促進する、いわゆる高齢者も含めた住宅確保要配慮者のためへの施策というところで、国や都のほうもこちらの民間住宅への支援というところもしっかり行っていくというところで方向性を示してございます。

その背景としては、先日、総務省の住宅・土地統計調査の住宅数の概要集計が速報値で出ているのですけれども、今、全国での空き室も含めた空き家の戸数が約900万戸あるというところで、うち賃貸用は約443万戸で、賃貸の空き室も非常に多くある形でございます。

具体的に東京都がどのくらいかというところの数値までは、まだ読み込めてはいないのですけれども、そのようなところからも、民間住宅をお持ちの個人のオーナーへの支援というところも、しっかりと行わせていただいて、そこに住まれる要配慮者、高齢者の方への入居の促進というところも、現在、住宅課で入居促進事業を行っているところでございます。

このような支援のところもしっかりと行わせていただいて、公的住宅は倍率が高いことは事実でございますので、住めない方への代替的手段というところでもしっかりとご案内をさせていただきたいと考えてございます。

2点目、郵送の期間を延ばすべきではないかというご質問でございます。既にもう1日に広報が上がったこともありまして、今、電話の窓口が非常に増えているところです。いつから応募が始まるのか、いつまでなのかというところで、やはり何度も応募して下さっている方が多くいらっしゃいますので、この期間を見据えて、窓口にいらっしゃっていただく、お持ちいただく方がいらっしゃるの、そのようなことから大きく変更する予定はございません。しっかりとこの1週間で募集の案内を適切に行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○のだて委員

配布期間は、多くの方がこの期間を狙ってといいますけれども、そのような方々はぜひこの期間に出していただきたいと思っておりますけれども、受付期間は19日までで、配布期間が12日までだと、勘違いをしてしまう方もいらっしゃるわけです。受付期間19日までだから、まだ大丈夫だと思って受け取りに行かないということで、申込みできなくなってしまうということもあり得ますので、そのようなことがないように、配布期間を延ばしていただきたいということを求めておきたいと思っております。

区営住宅の増設についてです。民間住宅の活用ということで、空き家もあるというお話でしたけれども、実際、今、区内でどんどん古い建物が建て替わって、それは耐震化、不燃化が進んでいくということですのでいいのですけれども、そうすると家賃が低額なアパートといったところがなくなっていってしまつて、入れない人が増えていく。低所得の方は入れないということになってしまいますので、そのような

ところを支えていくという意味でも、ぜひ区営住宅を増設していくべきだということを求めておきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

これは分かるかどうか、申込みのあれに入っていたかどうかなのですが、家族向けのほうの年代というのは、どのような年代の方が申込みをされているのかということは分かるのでしょうか。教えてください。

○川原住宅課長

家族向けの年代についてのご質問でございます。全部の申込者の属性は、今こちらで確認はしていませんけれども、窓口にいらっしゃる方の様子を見てみると、独り親家庭の方でお母様とお子様の多子世帯であったりですとか、外国人のお子様のいるご家族であるとか、高齢者世帯といったところが見受けられるところでございます。

○つる委員

ありがとうございました。

そもそも母数もそうなのですけれども、当然、都度、都度の募集戸数の数も関わってきてしまうのですが、申込み方法は、冊子があって、冊子についているはがきないし窓口という形になるのですか。改めて申込み方法の流れというか、在り方、やり方を教えてください。

○川原住宅課長

ご質問をいただきました申込み方法の流れでございます。7月5日以降にお配りする申込用紙と一緒に区営住宅の使用申込書というものと、あとは郵便のはがきに切手を貼っていただくような形で、郵便のはがきと、あとは住宅に入る方の家族の申込者を含めた詳細を書き添えていただくところがあります。その用紙に書かれている冊子の紙を品川宅建管理センター行きへの封筒も一緒に同封してございます。そちらの封筒で郵送により申込みをしていただくといった形でございます。

○つる委員

切手を貼る。いろいろな経緯があって、切手を貼って、送ってくれという流れだと思いますし、単身のほうは60歳以上ということで、今60歳は若いですがけれども、申込みのやり方が封書やはがきということですか。

先ほど配布期間と申込期間の話もありましたけれども、ウェブでの申込みの質疑は、今までさんざん出ましたか。議事録を見る限り、確認できなかったもので、例えばその戸数がどうしても数が少ないと、それに対して、そこにシステムをかけて、やらずともということなのか。部屋の管理、戸数管理などと連動をさせて、それこそ防災のああいふ備蓄の管理ではないけれども、何かその辺うまくできないのかと思ったのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○川原住宅課長

申込みの手段として、電子化についてのご質問ございました。過去には都営住宅のほうでは、電子の受付が開始されているのですけれども、区営住宅については、現時点では紙のみという形でさせていただいているところでございます。

募集の受付を担当している職員にも確認をしたのですけれども、このような電子の受付の要望が区民の方からあるかといったところでは、住宅課の窓口に来る方についてはない。やはり窓口でいろいろ聞

いて、自分で納得した上で申し込みたいというようなご意見があるというところで、そのような区民の方のご意見というところは引き続き聴取していきたいと考えてございます。

○つる委員

戸数など、今、実態としてなければ、そのような対応しなくていいのかということは、一方の論立てというにはなるのだと思います。私たちもいろいろな住宅に関わる相談などをいただく中で、やはり公営住宅というくくりになると、区民の方は区営や都営は関係ないのです。やはり入れるところということで、ご相談をいただく。

そのときに、年4回と年2回の申込みの回数やポイントもあつたりしますけれども、申込み方法が違ったりするところでは、区営については、今のことが実態だと思うのですけれども、いろいろな申込み等も、それこそ役所に来なくていいという全体の取組としてはあつたりする。けれども、やはり僕も対面でいろいろ物を買ったりするほうが安心するということがあつたりするので、対面の安心感ということはあるわけです。その辺も状況に応じて、何となく検討いただくということもいいのかと思ったりもしました。先ほどのご答弁が実態だと思うのですけれども、実態に即して、その辺どうかと思いました。

住宅政策は、これは区営住宅の募集に関してなのですが、先ほども質疑であったのですけれども、やはり住まいについては、これから高齢者を中心に住まいの確保ということが、これまでもそうなのですが、どこまで行っても、有史以来ずっと住まいの確保は課題として上がっていて、なかなかその辺がうまくマッチしないということが何十年も続いている。

そのようなところでは、やはり使い勝手のよい現場での仕組みというのでしょうか。やはり今セーフティネットの話がありましたけれど、専用住宅のご相談など、持ち主のほうの方、大家のほうでいろいろ相談をいただいているところもあります。

これは区営住宅に切り取っての募集のことなのですが、住まいという観点で、もう少しいろいろな選択肢のメニューを出していくような広報の在り方などもあってもいいのかと思います。そこだけしかないと、相談をいただくときも、もう公営住宅だけ一択というご相談が結構多いのです。けれども、今このような入りやすい仕組みをいろいろつくっていますということがあるので、特集号など、いろいろ広報などであると思うのですけれども、その辺も含めて検討いただきたいと思います。要望です。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

先ほど区営住宅の建設について考えがないという説明がありました。やはりリッチな住宅は開発で増やして、家賃の安い区営住宅は造らないと、品川区の住宅施策は間違っていると思います。目を向けている方向を変えていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

1点伺いたいことは、区長が予算を決めるときの説明で、AIを活用することで、区民が寄せてくれた膨大なアンケートの特徴を読み込んで、予算に反映していくと、この間に説明が度々あったと思います。

住宅施策については、AI分析で、例えばどのような要望が強いのか、どのようなところに特徴があるのか。例えば年齢だったり、世帯構成だったり、たくさんの方にアンケートに答えていただいて、防災についての要望が多かったということで、今回予算化されていることは既に私も聞いております。住宅施策については、どのような特徴があったのか。また、担当としては、それをどうつかんでいるのか、

今後どう生かしていくのか。そこも少しお考えを伺いたと思います。

○川原住宅課長

ご意見ありがとうございます。

A Iアンケートの住宅の要望というところは、これからしっかりと検証をしてみたいと思います。区民の方のご意見をどのようなところで住宅施策に反映できるのかというところは、しっかりとこれから耳を傾けてみたいと考えてございます。すみません。

○中塚委員

アンケートは企画経営部止まりなのか、今は区長室止まりなのか。アンケートの特徴が出ないと、なかなか所管に下りてこないのか、ぜひ、またアンケートについては、どの分野に関しても生かしていただきたい。

やはり住まいは全ての生活の土台になるものですから、時代、時代の特徴が出てくると思いますので、問い合わせていただいて、施策に反映していただきたいと要望したいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○澤田委員

先ほどもつる委員から広報についてご質問があったと思います。応募の部分でウェブというのは、今まであれですけども、広報は、ホームページや広報しながら、各区有施設で周知していらっしやると思います。

例えば、今、アプリなどいいものがあります。高齢者の方はアプリなどを見る機会が少ないかもしれないのですが、多子世帯であったり、独り親家庭のお母さん、お父さんであれば、ご覧になる機会もあるかと思えます。例えばそちらのほうでも募集を始めましたなどと、忙殺されて、忘れていたみたいなことも結構あるかもしれないので、ぜひそちらでも周知などをしていただくことはいいのではないかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○川原住宅課長

ご意見をいただきました。別のSNSの手段での周知をというところでございます。今後その部分は検証をしてみたいと考えてございます。

現在行っているものは、Xで、区民住宅に急に空き室が出てしまって、年に1回の募集期間があるときには、空き室募集も不定期で行うのですけれども、そこでは募集をかけさせていただいてといったところがございます。

区営住宅も常に応募が非常に殺到しているところでございますので、引き続きどのような手段がよりよいかというところは検証をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○澤田委員

ありがとうございます。忙しい独り親家庭の方だったり、多子世帯の方たちも見逃さないように、ぜひきめ細かい周知のほうをお願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございます。

先ほどのつる委員の議論の中で、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思ったのですけれども、都

営住宅のほうは一部オンライン化されているということで、例えば申込みの際の何割がオンラインで、何割がこれまでどおりの用紙郵送可みたいなところは、もし東京都と区のほうで情報共有等がされていたら、詳しく教えていただきたいと思いました。

また、先ほどのほかの委員の質問の中で、締切りの分かりやすさというところがあったのですが、やはり高齢者の方ですと、いろいろ書いてあると、ごちゃごちゃになってしまったり、勘違いされてしまったりということはあるかと思えます。

今回ではなくて、今後検討していただきたいと思いましたことが、今はもうなっているかどうかは分からないのですが、例えば色分けで、この日が申込みの締切りですみたいな形ですとか、高齢者の方により分かりやすいような形で、7月12日は配布の期間で、19日が申込みの期間だけでもみみたいな形で、その辺は混乱がないような形で、できるだけ分かりやすく工夫していただきたいと思えます。ホームページですとか、そのようなところで工夫していただけたらと思ったのですが、お考えを聞かせください。

○川原住宅課長

2点ご質問をいただきました。

1点目は都営住宅のウェブの申込みと郵送の受付との割合といったところのご質問であったかと思えます。都営住宅については、募集事務のみを都から依頼を受けて行っている状況でございます。前回分のものの応募の倍率、申込み人数が何人で、どのぐらいの倍率があったかといったところは冊子等で周知はされるのですが、それ以外のところの属性であるとか、応募の媒体であるといったところは、残念ながら区のほうにも周知がないような状況でございます。

2点目は、特に高齢者の方への分かりやすい周知、見せ方をというところでございます。現状、冊子のところは2色刷りで行っているところでございますので、配布期間であるとか、締切りのところは数字を大きくしているような形でございます。色分けといったところ、例えばホームページでの分かりやすい表記といったところは、今後研究してまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○横山委員

ありがとうございました。

これから、例えば都のほうとの様々な連携の中で、区の実際の窓口にお越しになるような高齢者の方のニーズは、窓口で把握できるニーズと潜在的なニーズと両方あるかと思えます。現在は、そのような形でいろいろご相談しながら書きたいという方のほうが多いと私も思っておりますので、大丈夫なのですが、今後例えば1年先、2年先等を見据えていったときに、区民の方のご要望の変化が様々あるかと思えますので、都の状況ですとか、他の自治体の状況といったところもぜひ注視していただきたいと思えますので、要望で終わらせていただきます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) (仮称) 勝島人道橋下部工整備工事について

○塚本委員長

次に、(2) (仮称) 勝島人道橋下部工整備工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、（仮称）勝島人道橋下部工整備工事についてご報告いたします。

A4判両面カラーの資料をご覧ください。

本件は昨日開催されました総務委員会において行われた工事請負契約の審議について、関連して当委員会に工事内容などを報告するものでございます。

まず本件の概要ですが、区では、「立会川・勝島地区まちづくりビジョン」に基づき、立会川地区および勝島地区における歩行者の利便性などの向上を図るため、勝島運河に（仮称）勝島人道橋を整備することとしております。今回実施する工事は、橋の基礎となる杭および橋台を施工するものです。

工事場所は記載のとおりで、勝島運河の中央部でございます。

工期は、契約締結日の翌日から令和7年10月31日です。

工事内容は記載のとおりで、平面図および断面図に赤破線で示しているように、両側の橋台、計2か所と、鋼管杭14本でございます。

裏面をご覧ください。

スケジュールでございますが、今回の下部工を令和7年10月末までとし、その後、橋の本体の上部工と橋の両側のアプローチ部分である橋詰工の整備を令和10年1月までとしております。

全体工期はこれまで令和8年度末までとお伝えしておりましたが、今回の工事で施工する杭や橋本体の製作期間などを精査したところ、令和8年度末、つまり令和9年3月から10か月延伸し、令和10年1月まで必要であると判断したところでございます。

また資料中段には、整備完了後のイメージを示しておりますので、ご参考までにご覧ください。

工事に当たっては、しながわ花海道ご利用者の皆様、近隣の皆様の安全を第一に考えながら実施をまいります。

私からの報告は以上でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 八潮北公園ナイター照明LED化その他工事

○塚本委員長

次に、(3)八潮北公園ナイター照明LED化その他工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○森道路課長

私からは、八潮北公園ナイター照明LED化その他工事についてご報告いたします。

A4判両面カラーの資料をご覧ください。

まず本件の目的ですが、現在設置しております野球場、テニスコートのナイター照明および受変電設備は設置後25年が経過しており、経年劣化により正常な機能の発揮ができなくなることが想定されるため、改修工事を実施いたします。

既存の投光機は高輝度放電ランプというものでございまして、スポーツ施設などで広く使われてきたものですが、効率のよいLEDに取り替えることで、使用電力量の削減と二酸化炭素の排出量の抑制を目指します。

資料中段に位置図を示しておりますが、工事概要とともにご覧ください。八潮一丁目の八潮北公園にあります野球場およびテニスコートのナイター照明のLED化および管理棟の隣にあります受変電設備の交換となります。

照明のLED化は、野球場では既設で4本の照明鉄塔にある合計60台の交換を予定しております。

テニスコートでは既設14本のポールに1本当たり1台または2台の投光機が計24台ありまして、これを交換する予定です。

それぞれの交換期間中は利用できませんが、関係各課と連携し十分な周知を行います。

2ページ目をご覧ください。

受変電設備の交換は、最下段の写真にあります設備自体を交換するものです。この受変電設備の交換のための数日間は全施設停電となりますが、管理事務所や園内の照明など、必要最低限のものは仮設の発電機で稼働させる予定です。

なお、スケジュールですが、年内いっぱいには現地調査および材料発注を行い、令和7年1月から3月にかけて、照明器具の交換を行います。また3月上旬に受変電設備の交換を行います。期間は3日間程度を予定しております。

5番の計画平面図には各施設の場所および下段に現地の写真を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。

私からの報告は以上でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回、照明を交換するという事で、照明が使えないのは、交換中の1か月ぐらいと受変電設備交換する3日だけということなのかどうかという確認と、使えないときは、ぜひ利用者に周知をしていただきたいと思いますが、今どのように周知をしようとしているのか伺いたいと思います。

ナイター照明のLED化を今回するという事で、これまでにまだされていないところというのは、ほかにもあるのかどうかを伺いたいと思います。

○森道路課長

使えない期間でございますけれども、資料のスケジュールに示してある期間がそれに該当します。年内は製作に充てますので、それ以外は特に使えないということはないのですけれども、この期間はナイター照明が使えないという形になってまいります。

周知につきましては、実際にスポーツ推進課あるいは公園課と連携をしまして、現地に掲示をするなど、しっかりと周知をしていきたいと考えております。

ほかにされているところについては、例えば中央公園もまだLED化になっておりません。今年度は設計を行っておりますけれども、設計を順次行っていきながら、少しずつ更新をしていくということを考えております。

○のだて委員

利用者の方には、知らないということがないように、ぜひお知らせをしていただきたいと思います。

ナイター照明のLED化がまだできていないところは、結構まだ残されているということですか。分かれば、どこの公園がまだなのかということと、今後少しずつやっていきたいということでしたが、ど

のような計画でLED化を進めていくのかというところも伺いたと思います。

○大友公園課長

現在LED化されていない公園を具体的にというところだったのですけれども、今、手元の一覧表ではお示しはできないところではございます。先ほど道路課長からお話をさせていただいたように、中央公園のテニスコートであったり、その他球技場、様々まだ残っているところございますので、こちらは計画に基づいてLED化を進めていきたいと考えているところではございます。

○のだて委員

ぜひこのLED化で消費電力も減ると思いますので、CO₂削減にもつながっていくというところで進めていっていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

LED化によって、CO₂の排出の抑制を目指すということで、このような取組をますます強めていかなければいけないと思います。

昨日の宅配ボックスのCO₂削減と同じ議論なのですけれども、まずこれによってCO₂がどれくらい減るのか、削減目標に対してどれくらい貢献するのか。ここにはゼロカーボンシティの話は触れられていないのですが、やはり一つ一つの施策について、ゼロカーボンシティを掲げていますので、必要なCO₂削減目標に対して、これでどれくらい実現するのか。そのような数値目標もしっかりと示した上で、今後LED化も拡大していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○森道路課長

まず今回の工事によってどの程度削減されるかというところではございます。今回のCO₂削減効果としましては、既存の高輝度放電ランプですと、年間50t程度のCO₂排出量が、LEDになりますと、半分の24.36tということになりまして、52%の削減効果になります。一般家庭分でいきますと、10軒程度と。その10軒のご家庭が排出するCO₂の排出量に相当するものを削減できるということになります。

○中西環境課長

昨日に引き続きの効果検証、効果の見せ方というところではございます。繰り返しのご答弁になってしまいましたが、現在、LED化はどれくらいの目標といったものは特段示してございませんが、区有施設に関しては基本的に100%を目指していくといったところは、環境基本計画のほうでも示しているところではございます。

引き続き家庭向け、事業者向けにどのような効果があるかといったこと、昨日も見える化といったお話もいただきましたので、こちらのほうで示し方については研究してまいりたいと考えてございます。

○中塚委員

CO₂が約半減するというところで、今後、見える化についても考えていきたいということではございますけれども、このような一つ一つの積み重ねがとても大事だと思います。目標に対して、あとどれくらい残っているのか、さらにどのような対策を講じていかなければいけないのか、それがはっきりすることで対策につながってくると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう1点、ここは八潮北公園という一定敷地面積のある公園ですので、例えばこのようなところでLED化は大変そのとおりなのですけれども、太陽光発電を設置する、再生可能エネルギーを活用するな

どの視点で、何らかの手だては検討できなかったのか。

ただ本来目的の公園の目的を阻害してしまっただけは、もちろん駄目なのですけれども、そのような可能な場所がないものなのか。例えばその設置のために木を切ってしまうなどの本末転倒なことは駄目ですけれども、ただ一定敷地がありますので、そのような検討などはできないものなのかと思うところなのですが、状況だけ教えてください。

○大友公園課長

太陽光パネルの設置に伴う環境負荷の低減というところのご質問についてです。公園の中、利用に支障となるような設備は置けないというところがあるのですけれども、一定施設、管理棟などのような建物の屋上、またトイレの屋上などがあるかと思います。そのようなところの整備につきましては、検討等々、また実施の設計について検討していく形になっていくかと考えております。

○中塚委員

ぜひ区内全域の公園のLED化はもちろんのことですけれども、可能なところで太陽光パネルなどの自然再生エネルギーの活用を広げていただきたいと思います。

太陽光パネルが無難なのか。近くに住宅などがいないところであれば、割と風の強いところであれば、小さい風車で分かりますか。今、大きいプロペラの風車はあれなのですけれども、小さいタイプなど、いろいろなタイプがあるかと思いますので、様々な検討を重ねていただきたいと要望したいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

すみません、本筋とは違うかもしれないのですけれども、不勉強なので教えてください。八潮北公園は公園ですけれども、これは道路課としてやっているというところを教えてください。

○森道路課長

道路課に電気設備係がございまして、公園なり、自転車駐輪場といった土木施設の電気設備全般について執行委任を受けて、道路課のほうでやらせていただいているということでございます。今回は工事に関する具体的なお話ですので、執行委任を受けている道路課のほうから説明をさせていただきました。

○つる委員

執行委任ということは、ほかの委員会で聞いている。これは今までもそうだったという理解でいいのですか。2年前、総務委員会の契約ときに、まさに同じ公園で防球ネットなどを替えたり、支柱の話などをして、何となく記憶にあったものですから。それは契約で、でも、所管は公園課。そうすると、ほかの公園などでも、この手の工事については、道路課がやられるというところで理解しました。

これは当初だと思うのですけれども、どの事業に載っている話なのですか。街路灯維持管理などで計上されていたりすると思うのですけれども、執行委任だから、予算上は公園課でという理解ですね。だから、道路課のほうには載ってなくて、事項別などで見るときには、公園課であって、事務は、もう大勢の理事者にうなずいていただいているので、理解しました。ありがとうございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。幾つか確認をさせてください。

以前、天王洲公園のときに確認をさせていただいたのですけれども、少したっているのですが、耐用年数

ですとか、あとは3日間の緊急時のスケジュールですとか、もし以前と変更がありましたら教えていただきたいと思っています。

今回は多分ないと思うのですが、例えば今までと性能や機能などが変わってくるのかどうか。照明を調光できるというご説明が3番の①のところにありますので、これはどのような調光か。まぶしさなどといったところが細かく整調できるのか。もし高さがこれまでと変わったりすることがあれば、どのようなところに性能の違いがあるのかということをお教えいただければと思います。

○森道路課長

耐用年数のお話がありました。何年というよりは、例えば6万時間などという形で、LEDのほうは、一般家庭でもよく表示をされているかと思えますけれども、そのような形でございます。10年程度は十分もつだろうという想定でございます。

スケジュールにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。令和4年に今おっしゃいました天王洲公園のほうも行いましたが、同じような受変電設備の交換で、これも3日間の想定でございますが、その中で十分終わっておりますので、今回もその程度と思っております。

調光でございます。調光については、明るさをしっかりと、あるいは最初は例えば明る過ぎたり、LEDだと、基本的には少し明るいような印象を持たれる方が多いので、そのような部分で少し調光ができるようにはしたいと思っております。

また高さについては、ポールを変えるわけではございませんので、基本的には今あるランプを外して、そこにLEDの機器を取り付けるというような形になります。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。安心いたしました。

最後に1点確認なのですが、スケジュールのところ、野球場とテニスコートは、2月は、かぶって全面利用できないという形になるのでしょうか。それとも、先に終わって、終わり次第、野球場に移るといったスケジュールになるのか。その辺りだけ確認させてください。

○森道路課長

すみません、今の時点で日にちまで押さえていないので、このような書き方になっておりますけれども、基本的にはテニスコートをやって、その後、野球場をやるというスケジュールでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) しながわ水族館の営業延長について

○塚本委員長

次に、(4)しながわ水族館の営業延長についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、しながわ水族館の営業延長について報告させていただきます。

資料はA4判片面刷りのものをご覧ください。

1、概要でございますが、リニューアル後の新水族館の営業時間を検討するに当たり、入館者の潜在的な需要を把握するために、期間を限定して営業時間の延長を行うものでございます。

2、営業延長の期間ですが、水族館の繁忙期である7月、8月の夏休み期間と繁忙期後の9月、具体的な日にちで申しますと、7月20日土曜日から9月30日月曜日までの延べ70日間で実施いたします。

営業時間につきましては、通常17時までのところを1時間延長し、18時までといたします。

なお、お盆期間につきましては、30分早い9時半からの営業といたします。

私からの説明は以上です。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

今回基本的には1時間延長するというので、この延長による動物たちへの影響はどのようなことが考えられるのかというところで伺いたいと思います。

○大友公園課長

今回1時間の延長の理由にもなってくるのですが、1時間であれば飼育している現状の動物たちの餌やり等々、その他の時間にも影響が出ないだろうということで、影響ないということで、今回1時間の延長を決めさせていただいたところになってございます。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○中塚委員

これまでは17時だったということですが、17時までとしていた理由は何だったのかということ振り返りたい。

もう一つ、近隣の住民の方ですけれども、資料には「考慮し18時までとする」ということです。説明会などは開催されたのか、近隣住民の方々との合意形成についてはどのような状況なのか、ご説明いただきたいと思います。

○大友公園課長

17時までの営業時間であった理由につきましては、二、三点ありまして、水族館は公園内に立地しているというところで、まず公園の中の利用時間、公園の開園時間の制限がございまして。

またこちら水族館の周辺には多くのマンションなどが建ち並んでおりまして、水族館の開園時間については、ご指摘のとおり水族館は一定の人が集まる施設というところもあり、近隣住民に配慮する必要があると考えているところでございます。

その結果、今の水族館の公園の営業時間内というところでの時間、また夕方はファミリー層の客層が多いということで、営業時間を長く設定・確保したところもあるのですが、そのときには需要があまりなかったというところもあります。

今回また需要を確認するということにつきましては、時間帯別の入館者数を取れる仕組みがなかったということで、正確な人数等々を把握できていなかったところもありまして、今回、1時間延長というところで、改めて調査をするということになってございます。

近隣住民との合意につきましては、水族館1時間延長というところにつきまして、公園の利用の時間帯の中というところはありますので、改めて説明会等々を設ける予定はございません。本委員会後、事前に適切な周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

説明会の予定はないということです。課長の説明のとおり周辺にマンションがたくさんありますし、開園時間が1時間延びるわけですから、説明会をしっかりとやって、理由も説明して、理解を得ながら進めていくということが行政の姿であり、もっと言ったら公園の母体はそのような近隣の方々の意見をよく聞いて、何とか調整や工夫をしながら、近隣の方の理解も、またそこを利用される方の満足度も様々調整しながら、この間やってきたと私は思っているのですが、今回のこの営業延長についても、近隣の方々に対する説明は丁寧に行っていくことが必要だと思います。

説明を尽くすという姿勢は必要であると思うのですが、ぜひ説明会は開いていただきたいことと、今日の委員会の報告を経て、近隣住民の方々には丁寧な説明の周知、要するに説明会をやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大友公園課長

近隣への周知につきましてなのですが、今回隣接するマンション等々、一定限られているかと思えます。また公園利用者につきましては、公園内での周知を徹底してまいるところです。

近隣住民に関しては、チラシ等々を用意させていただきまして、個別で各マンション等々に当たらせていただく予定で考えているところでございます。また公園内の周知についても、適切な形で掲示などにより周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

チラシを配ることは当然ですが、やはり説明会は開催すべきだと思います。この間も公園を新設したり、拡張したり、大規模、中規模、様々リニューアルをする際には、やはり近隣の方々の理解なくして、長く利用される公園を造ることは難しいというスタンスで、説明会という形ではないときもあったかもしれないけれども、個別に訪問したり、工事のときに話があったら、職員が出向いたり、様々工夫はしてきたと思います。

やはり公園は多くの方にとって居心地のいい場所である一方で、近隣の方々にとっては、公園の利用方法によっては少し困るということも事実なわけで、お互い歩み寄れるところが必要であるとは思いますが。改めて説明会は開催していただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

営業の延長を検討するためのということで、これはぜひいろいろな観点からやっていただきたいと思えます。各会派から、しながら水族館に限らず、エリア全体としての夜の品川区のポテンシャルをなどという観点で、ほかの施設などとの連携で、夜間やナイターなどといういろいろな言い方で、観光も含めてやってきたことだと思うので、さらにリニューアルによって、オープンから27年を目指して、より一層この魅力あるところにしてもらいたい。設立した経緯も含めると、しながわ水族館は思い入れがかなり深いので、機会を選んで言っていきたいと思えますけれども、いいものになると思います。

今、中塚委員のほうからもありましたが、何十年と近隣の方のご理解をいただいています。オープン当初は、人がすごくて、並んでしまって、大変にぎわったということでした。主に今も近隣の方からいただく苦情の声といたしましうか、その方たちがどうこうということではなくて、一般論で結構ですから、今どのような声が主に多いのですか。例えばワーキヤーする声が嫌だとか、もうオープン時間中とか、あとはオープンする前に並んでいるときの人混みに何となく自分たちの家が見られているのでは

ないかなど、いろいろな観点があるのですが、どのようなお声が多いのかを教えてください。

○大友公園課長

現在の水族館の営業につきましては、ここ最近は水族館に特化したお声ということは、ほぼあまりないような状況ではございます。

しかしながら、過去このような営業時間になったりというところ、人が集まる施設というところにつきましては、一定の声等という陳情があったというところで捉えております。

○つる委員

これは多分に近隣住民の方の皆さんの深いご理解の下でということが大前提だと思うのですが、区としても、また事業者にしても、現場でのいろいろな努力、工夫があつての今の運営なのかということでは、リニューアルに際しても、お互い嫌な思いというか、ある意味では、いい思いができるようなしつらえ、設備も含めた工夫、また動線です。これまでもさんざん検討されてきたのだと思うのですが、ぜひお願いしたい。

今回は1時間というところでされるという報告なのですが、恐らくこの間ずっといろいろな議論である延長というか、夜間というのはいっと遅い時間のイメージなのかと思います。近隣の水族館との差というか、いい意味での差をつけるというところもあるのだと思います。

まずは1時間延長してみようということなのでしょうけれども、幅広い視点でのそのような今後の検討、ポテンシャルというところでの検討は必要である。それはまずはやってみようということであると思いますけれども、そこも含めて検討いただければいいと思います。

もう1点が、時間延長されて、最終入場が17時半ということになっています。駐車場があります。車で来られる方は、現在は入場が4時半です。こうなると、閉め、入場は駄目ですとなるという運用だと思うのですが、この辺も併せて変えるのですか。教えてください。

○大友公園課長

駐車場につきましては、駐車場の営業時間は、現在のところと水族館の期間限定の時間延長について、伴って変える予定はございません。今は朝9時半から夕方というより、夜と言うのでしょうか、19時まで。今回の水族館の営業時間も18時までというところなので、既存の駐車場の時間を変えなくても、対応はできるかと考えてございます。

○つる委員

出るのは19時で出られると思うのですが、例えばいろいろもろもろ片づけて、段取りを組んで、子どもと早く行こうと思ったのに、おむつ替える、何だといって、結局出るのが遅くなってしまつて、「ぎりぎりだね」と言って入ると、「いや、だって延長したから入れるかと車で行ったら、駐車場は16時半で閉鎖により入れません」と。

徒歩では、館は5時半最終入場だけでも、多分、駐車場の入庫は16時半で閉めるのではないですか。出るのは19時で出られると思うのですが、これは違うのですか。最終入庫が16時半だと思うのですが、古いのですか。その辺教えてください。駐車場の最終入庫は何時ですか。

○大友公園課長

駐車場の入庫時間についてなのですが、ご指摘のとおりで最終入庫は16時半となっております。16時半というところで、慌てて入るところのご指摘かと思っております。かなりばたばたさせてしまう利用になるのかというところは、今、考えたところでございます。そこについては、併せて検討をさせていただきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○つる委員

ぜひ、併せて。もう20日からやるのですよね。もしかすると、外部委託なのですか。そのような仕事の時間の確保や人員の確保など、どうしてもお金が回ってしまうと思うのですけれども、ここは工夫が必要なのかと、実際の実感として、車ではそんなに来ませんというのだったら、あくまでもそのような試験期間みたいな形だと思うのです。

ただ、1時間延びて、だったら車で駆けつければ、間に合うかみたいなのところもあるので、今、そこも検討していただけるということであるので、駐車場の最終入庫時間も合わせたほうがいいと思いました。

これは延長時間のことなので、あくまでも要望です。いろいろなところと相談をして、これ1回は大田区に出ないと、駐車場に入れないという今のつくりですよ。わくわく感を抱いて来て、品川区から品川区に水族館へ入ろうとすると、入れなくて、行き方によっては、もうすごいですよね。これはさんざん言われているのだと思います。

大井競馬場のほうから来て、水族館へ入ろうと思って、入れないということは、何とかできないかというところは、これは時間延長なので、委員長にも許可を取っていないので、要望だけして別の機会で言いたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○澤田委員

ご説明ありがとうございます。

営業時間の延長を私も要望しておりましたので、今回1時間ですけれども、検証するという事で延びることは大変うれしいと思っております。

この時間延長ということは、様々な方法を使って周知されると思うのですが、どのような形で周知されるのか、ぜひ教えていただければと思います。

○大友公園課長

周辺に対しては先ほどご答弁させていただいたとおりなのですが、広く周知をする方法といたしましては、区のホームページ、また、しながわ水族館の公式ホームページ、併せて各種SNSなどを通して周知のほうを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○澤田委員

ありがとうございます。

せっかくですので、ぜひ検証するに当たって、多くの方がどう思うのかということを実際を知るためにも、ポスターも含め、いろいろな形で積極的に周知していただけたらと思います。

もう1点です。先ほどつる委員から駐車場の延長もという話もあったのですが、水族館には、水族館の外ですけれども、レストランもあると思うのですが、そちらも今は水族館に合わせて5時には閉まってしまう。外部に委託されていると思うので難しいかもしれませんが、延長等の話はされているのでしょうか。教えてください。

○大友公園課長

今回のしながわ水族館の期間限定の営業延長に伴って、附帯施設として、お話をいただいたレストランドルフィンの利用については、食事時間として利用される目的というところで、こちら現在17時というところを18時にしてもあまり効果がないのかというところでは変更は予定をしていないところで

ります。

逆に隣接するドルフィンカフェというカフェがあるのですが、そちらについては、現状17時、午後5時までという形になっているのですが、こちら営業時間の延長に合わせて18時までという形に変更したいというところで考えております。

また、シーガルという物販の店舗もあるので、こちらのほうも水族館の延長に合わせて、時間の変更を18時までとして考えているところでございます。

○澤田委員

ありがとうございます。

レストランのほうはあまり需要がないということで、延長はされないようではございますけれども、おなかですいたということもあった場合、カフェのほうで少し軽食などが取れると思うので、よかったですと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。

私からは1点だけお聞きします。入館者の潜在的な需要を把握するためという今回の目的ということで、調査の方法について細かく教えていただきたいのですが、先ほど入館の時間帯を取れなかったものが、今回は取れるようになるというお話でした。入館と退館の時間を見ていくというような調査になるのでしょうか。

また、その時間帯だけではなくて、例えばアンケートですとか、何かほかの付随した見方などもあるのかと思うのですが、その辺りどのように調査していくのかということをお教えください。

○大友公園課長

今、入退時間等々で来館者の潜在的な需要を確認していくのかということについてです。これまでのシステム等々の形ですと、時間帯の入館者数を取れる仕組みがないため、正確な人数は、把握できないところではありました。

こちらの水族館は、10時から13時の来館者が多いというところは、基本的な体感として、水族館の職員は持っているところでございます。そこについて、今回、実際、数字的にどうなのだろうと、15時以降は入館者が少ないと、減少しているというところだったので、今回調査することによって、1時間延ばして15時以降も入っていただけるのかということをお目的に調査するというところで、時間帯による入館者数を調査する。

今回、水族館については、システム上、何時に入って何時に出たというところの調査はかなり難しいところがございますので、あくまでも入館時間、15時過ぎても入館があるのかどうかというところに絞って調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 西五反田公園改修工事について

○塚本委員長

次に、(5)西五反田公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、西五反田公園改修工事について報告させていただきます。

本件は、昨日開催されました総務委員会において、工事請負契約の変更について専決処分の報告をいたしました案件でございます。関連して、当委員会にて変更の内容について報告をさせていただきます。資料はA4判片面刷りのものをご覧ください。

1、工事概要については、記載のとおりでございます。

今回の変更に伴う工事期間の変更はございません。

2、変更内容をご説明いたします。

官民境界に設置するフェンスにつきまして、当初は網目としておりましたが、隣接の住民から公園利用者の視線が気になるとの要望を受けまして、目隠しのものに変更し、併せて基礎の構造を変更したものでございます。

次に、給排水設備について、当初トイレと散水栓を別系統としていたものを、協議の結果、一つの系統に変更したものでございます。

またフェンス基礎構造および給排水設備計画の変更により、既存樹木の移植・伐採を行う必要が生じ、植栽計画を変更したものでございます。

ほか空洞があるなど状態が悪い樹木につきましても、伐採の対象としております。

3、完成イメージ図は、東側から公園を臨む図となっております。奥が氷川神社、手前が西五反田五丁目区営住宅となります。

引き続き安全第一で工事を進め、多くの方から愛される公園となるよう努めてまいります。

私からの説明は以上です。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) (仮称)水辺利活用推進計画策定に向けた検討状況等について

○塚本委員長

次に、(6) (仮称)水辺利活用推進計画策定に向けた検討状況等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○北原河川下水道課長

私からは、(仮称)水辺利活用推進計画策定に向けた検討状況等についてご報告させていただきます。最初に概要についてです。

区はこれまで、船着場の整備・舟運の社会実験・橋梁ライトアップなどを実施し、水辺利活用の環境を整える取組によって、水辺の魅力向上に努めてまいりました。

本件は、水辺のさらなる魅力向上やにぎわいの創出を目的といたしまして、ハードおよびソフトの具体的な取組を示した(仮称)水辺利活用推進計画を策定するものでございます。

令和5年度にはプロポーザル方式により委託業者を決定し、文化観光戦略課などの関係各課で構成す

る作業部会を行いながら、（仮称）水辺利活用推進計画の骨子（案）を作成したため、その検討状況と今後の予定について報告させていただきます。

2、（仮称）品川区水辺利活用推進計画骨子（案）の詳細について添付資料をご覧ください。

まず、本計画の位置づけについてです。本計画は品川区水辺利活用ビジョンの目標である「水辺を感じ、楽しみ、憩える、水辺の賑わい創出」を実現するため、具体的な取組を示す10年計画として策定いたします。

取組を進めることで、水辺空間と歴史、文化、資源などを有機的につなぎ、品川区の「都市ブランド」を構築してまいります。

次に、水辺を取り巻く情勢と今までの取組についてです。近年、観光機運や外出需要が高まっておりまして、また、品川区では、船着場の整備など、水辺利活用の環境整備を進めてきており、今後は魅力が向上した水辺を周辺団体や企業と連携し、どう活用していくかが課題となっております。

さらにはにぎわいを波及するため、河川沿線だけでなく、まちとの回遊性をセットにしたにぎわい創出をする仕組みが必要です。

以上を踏まえ水辺利活用に向けた取組方針を記載のとおり設定いたしました。

①から③は、令和2年5月に策定した品川区水辺利活用ビジョンに示された3つの方針になります。今回の計画ではその方針に基づいて進めてきた今までの成果を踏まえて、3つの取組方針を設定しました。

取組方針1は、「イベントから日常利用まで多様な体験ができる水辺をつくる」としました。今まで整備してきた船着場などハード整備により、水辺を楽しむ拠点を整備してきましたが、拠点を使って、にぎわいを創出する取組へシフトして、ハード主体からハード・ソフト連携という形で進めていきます。

取組方針2について、「水辺とまちの回遊性の向上」としました。今まで橋梁ライトアップや舟運社会実験により形成してきた水上ネットワークなど、線の取組に加え、まちとのネットワークを形成する面の取組もセットで実施し、回遊性を高めていきます。

取組方針3は、「誰でも使いやすい水辺利活用の仕組づくり」としました。今まで多数の観光イベントや社会実験により水辺を活用してきましたが、これらの取組を日常的・持続的に行えるよう仕組みづくりを進めていきます。

次に、主な取組内容についてです。

資料の右側をご覧ください。

取組方針1に関する取組としては、背後地と連携した船着場の改修・拠点整備によるにぎわいの創出、エリアマネジメント等による河川・運河の利活用、しながわ花海道の再整備などを行ってまいります。

取組方針2に関する取組としては、文化観光戦略課で進めている観光クルーズ事業や舟運の定期化、橋梁のライトアップの演出方法の検討や河川防護柵の改良などを、まちの回遊性を意識しながら進めてまいります。

取組方針3に関する取組といたしましては、東品川海上公園船着場を拠点としたSUPなど非動力船と動力船が共存するための取組や商店街と連携するという仕組みづくり、エリアマネジメント、天王洲と連携した公共エリアの利活用などを行ってまいります。

また、この3つの取組に加えまして、水辺利活用を支える基盤となる取組として、水質改善や美化活動の推進、千本桜の維持管理、都や周辺区と連携した水上輸送訓練などを継続して行ってまいります。

次に、裏面の左側をご覧ください。

水辺のにぎわいを一層高めていくためには、地域全体で一体的かつ継続的に取り組むことが重要です。そこで、今回、先ほどご説明した取組を区主導で個別に行うだけではなく、地域を取り込んで、担い手を行政から地域に拡大していくという考えを思っております。

フェーズ1となる最初の3年程度は、区とまちづくり組織が連携しながら取組を実施し、地域団体や企業に参画を呼びかけ、船着場など、これまで整備してきた拠点をみんなで使ってみる。併せてイベントなど、ソフトに必要となるハード対策を実施していくという期間として考えております。

フェーズ2となる次の3年程度は、区ではさらなるハード対策を行うとともに、ソフト対策については、制度改善などの支援に切り替えて、地域を中心にソフト対策を行っていく状態に移行していければと考えております。

フェーズ3となる将来については、地域主導の取組が中心となって、さらに地域内で完結していた取組を地域外へ波及させて発展していく状態になればと考えております。

資料の右側をご覧ください。

フェーズ1の取組を推進していく先導的な地域として特性の異なる3つのタイプのエリアを設定し、エリア内の取組をパッケージ化して、リーディングプロジェクトとして実施し、「官民連携」、「ハード・ソフトの連携」を促進していきます。

エリアとしては、広域観光タイプとして天王洲エリアを、暮らし・にぎわい両立タイプとして、五反田、大崎周辺の目黒川エリアを、暮らしの水辺タイプとして、勝島・京浜運河エリアを想定しております。

またリーディングプロジェクトを効果的に推進するに当たっては訴求するターゲットを設定することも重要ですので、こちらに記載されたようなターゲットをエリアの特性や取組内容に応じて設定することを考えております。

資料の下段をご覧ください。

リーディングプロジェクトとして具体的な進め方についてですが、エリアごとに区とまちづくり組織等が連携しながら、イベントなどを先行取組として実施し、効果検証を踏まえて、にぎわいづくりに有効な取組を選定し、ハード・ソフト両面から実行・改善していきます。その際エリアごとにブランドイメージを設定し、関係者で共有を図りながら都市ブランドを構築してまいります。

最後に今後の予定についてです。6月から水辺利活用状況の把握のため、イベントによる検証やウェブアンケート等を行っており、7月からは地元、関連団体および学識者などとの意見交換・ヒアリングを行いまして、地域の皆さんの意見も踏まえた計画としてまいります。

今後パブリックコメントの実施をした上で、年度内に計画を策定・公開していく予定です。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。

こちらの骨子（案）の中に入っているかどうかだけ確認なのですが、今後、水辺を活用していったら、水辺を利用させていただく方が増えていくのかと思うのですが、その際に水辺の安全性の向上、水辺の事故の予防みたいな部分はどのように考えられているのか教えてください。

○北原河川下水道課長

おっしゃる視点も非常に重要だと思っております。まず取組方針3の中で、非動力船・動力船が共存した拠点の利活用というところで、非動力船が安全に利用できるようにルールづくり等を行って、拠点として利活用しやすいようにしていきたいと思っております。

また目黒川では桜の時期に航行が多いということで、マナーの啓発活動を行っているのですが、そちらの活動も継続して行っていきたいと考えております。

○横山委員

ありがとうございます。

これからまちづくり組織、リーディングプロジェクトを行っていく中で、またソフト面というのは出てくるのかと思うのですが、例えば水辺に親しんでいただく方が増えたときに、子どもたちの環境・郷土教育というところも取組の例として挙げられていますけれども、水辺の安全な利用の仕方であったり、そのような教育・啓発みたいなのところも併せてお願いしたいと思うのですが、水辺の事故をゼロ・予防していくという観点では、どのようなことが考えられているのか教えてください。

○北原河川下水道課長

子どもたちの教育という観点では、まず、今、水質の状況などの理解促進というところも重要かと思っております。今、例えば目黒川ですと、環境学習といって、船に乗って、目黒川の状況を子どもたちに見てもらおうということをやっています。ですので、そのような環境の問題もやっていく必要があると思っております。

委員ご指摘の事故という視点ですけれども、現状で非動力船が区有施設で使えるところが東品川海上公園の船着場になっておりますので、そのようなところで利用していただく際には、ルールをきちんと決めて、啓発できるように努めてまいりたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

ありがとうございます。

伺いたいことが大きく2つなのですが、まず「令和5年度にプロポーザル方式で委託業者を決定し」とありますけれども、この委託業者は誰なのか、どこなのか、なぜなのか、プロポーザルということなので、何を得意としている業者なのかをご説明いただきたいと思っております。

もう一つは、やはり水辺となると、残念ながら事故がよく起きる場所でもあります。まずはどのような活用をするにせよ、安全でなければいけないと思うのですが、計画の大前提だから、特にこのような推進計画にはあまり記載がないになってしまうのかもしれませんが、やはり水辺の事故というのは、本当にあってはならない、防がなければいけない、防げるものであると私は思うのですが、水辺の安全性については、どのように計画に反映されているのか伺いたいと思っております。

○北原河川下水道課長

まず委託業者についてです。建設技術研究所という委託業者になりまして、簡易プロポーザル方式になりますので、申し込んだ会社に提案書で提案していただいて、その内容も含めて採点をして、評価をしたところであります。

その評価といたしましては、現状の品川区の水辺活用の状況をしっかり把握しているか、また今後計画を立てていくに当たって、どのような提案ができるか、あとは積極性など、項目を決めて、その採点結果により設定をしてございます。

安全性についてですが、先ほども横山委員からもご指摘がございましたけれども、非常に重要な部分と捉えておりますので、もちろん今までもやってきておりますし、今後もやっていく取組として、しっかりと記載していきたいと考えております。

○中塚委員

安全性については、重要だとしっかり記載していきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、津波・高潮対策についてなのですが、どのような状況なのかということをお伺ひしたいと思います。

先に言うとはなから水辺の活用をしてはいかんという立場に私は立ちません。潮風だったり、海風だったり、水質の改善とともに、誰もが居心地のいい空間をつくられて、そこに人々が集まって、様々な楽しいことが行われること自体は、とても意義のあることだと思います。ただ、それと同じぐらい事故があつてはならないという思ひなのなのですが、津波・高潮対策はどのようになっているのかということをお伺ひます。

具体的に最近台風が大きくなっておりますので、高潮被害も過去の被害を上回ることが十分予測されると私は思ふのです。そのような意味では、今までの高潮対策よりも、引き上げることはあつても、緩和することは決してあつてはならないと思ひますが、いかがでしょうか。

ただ水辺に人が集まるような空間になるのであれば、例えば避難をするときの避難場所を確保することか、避難ルートや避難計画なども具体的に落とし込んでこそ、安全が確保されてこそ、心から楽しいものができると思ふのですが、それぞれご答弁をいただきたいと思ひます。

○北原河川下水道課長

津波・高潮対策についてですが、近年、台風が大型化・激甚化しているというところがございます、東京都のほうでは、その将来の予測も踏まえた形で、今後どのような対策を取っていくかということをお検討して、計画としてまとめてきているということをお伺ひしております。

そのような取組が進むことで、そちらの安全性は今後確保していけるのかと思ひておりますし、水辺を整備したりしていくに当たっても、東京都の動向はしっかりと認識した上で進めてまいりたいと思ひます。

避難等に関しましては、防災課の所管するところでもあると思ふのですが、先ほどお伝えしたような情報も共有を図りながら進めていければと思ひております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○のだて委員

この骨子の中に「にぎわい創出」などいろいろな言葉が出てくるのですが、私が懸念することは、再開発などにつながっていかないかということです。そのような開発の機運醸成にはいけないと思ふのですが、そこをお伺ひしたい。

取組方針2のところ、これは単純にお聞きしたいのですが、「回遊性向上に向けた河川防護柵の改良」ということがあるのですが、この回遊性向上の防護柵というものがよく分からないので、どのようなものなのかお伺ひしたいと思います。

資料1の表の一番下に水質改善ということで書かれておりますけれども、ぜひこれを進めていっていただきたいと思ひます。多分、実際に今も声が寄せられているのかと思ふのですが、悪臭などの

声があるのかも含めて伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長

まず、にぎわいを創出することによって、開発につながるのではないかとこのところでは、あくまでこの計画は、水辺のにぎわい創出、水辺の利活用を促進するという目的でつくっているものでして、開発によって公開空地などができれば、そのようなものも活用しながらというところにはなると思っているのですが、あくまで開発のための計画ではないということをご理解いただきたいと思います。

続いて、回遊性の向上に防護柵がどうつながるのかということでは、目黒川沿いの防護柵は高さ通常より高い部分が多くありまして、目線の高さぐらいに防護柵がなっていることで、水辺が見えない場所が多くございます。そのようなところで、水辺周辺を回遊してくれる人が少なくなっているのではないかとこのところもございまして、そのような人が集まるようなところは、防護柵の改良等を行っていただければと考えております。

水質改善についてです。現在、臭気に対する苦情は年間1件とか2件というような形で寄せられているところではございます。ただ、過去コロナ禍もあって、外出を控えている方もいるかもしれないですし、状況は分からないのですが、現状はそのような状況でございます。

水質改善につきましては、目黒川でいいますと、下水道局で合流式下水道の改善もやって、貯留施設をつくったり、建設局のほうでしゅんせつをやっています。区としても、そのような取組が進むように要望するとともに、支障物の撤去、昔、護岸を造ったときのシートパイルがあったりして、そのようなものが流れを阻害していたりなどということもありますので、そのようなことをしたり、あとは水質の状況などを皆さんにきちんと伝えていったりできる取組を今後もやっていきたいと考えております。

○のだて委員

にぎわいのところでは、開発のためのものではないということなので、それを信じて、ぜひそういうようにしていただきたいと思います。

先ほどからやはり事故のお話がありますが、にぎわうということは人が集まるということで、水辺上での事故がないようにということは、今、言われていたけれども、陸上のほうでも事故がないようにしていただきたいと思いますと思うのですが、そのようなところで対策などを考えているのか伺います。

○北原河川下水道課長

今後どのようににぎわいが創出されるかは、まだ今後になるのですけれども、仮にそのような形で回遊性などが上がってきますと、まさに委員ご指摘のようなことも、セットで考えていかなければいけないと思っておりますので、そのような視点も考えながら進めていきたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

今、鋭意、造られていて、その中間ということで報告があつて、質疑もありました。やはり区内だけではなくて、いろいろなところに私たちも行くときに、水辺に行ったときに、質疑でもありましたし、この間たくさんずっとあつた中で、水質や水の状況ということが気になる。東京都と区の役割など、いろいろそのような質疑をして、臭気については、ご答弁があつたわけです。

この裏面の5にあるとおり、水質改善などを基盤となる取組は継続するとあるのですけれども、水辺に観光のポテンシャルを求めて、周りの附帯設備をやっても、その水自体がどのような状況かということとは非常に悩ましいところかと思っております。

まず、ここについては、どの程度まで改善されると見ているかを教えてください。

○北原河川下水道課長

どの程度まで改善されるかというご質問です。目黒川でいうと上流側と下流側等で水質も異なる状況ではあって、明確に目標として定められてはおりません。そのような視点も含めて、まず、現状はこのような状況ですということはきちんと示せるようにして、区としてどのぐらいの水質を求めていきたいかということは研究をしてまいりたいと思っております。

○つる委員

私も水辺ではないエリアに住んでいるので、なかなかずっと継続的に議員としても追いかけてきたというところはないので、改めてこのように報告などを何うと、過去のいろいろな質疑も確認させていただく中では、あとは一区民として行くときに、全体の景観としては、そのようなところが目につくところなのです。

周りがすごくきれいに整備されても、川そのものが残念だと、これは観光資源としてはどうなのかというところは、やはり行政の役割分担はいろいろあるのかもしれない。特に目黒川はそうです。10年ぐらい前に港湾局の所管だけれども、護岸のところにはたずら書きが多くて、オリンピック前だったから、あそこを東海道の絵巻にしたらどうだという話もしたことがありました。その辺のところは、いろいろな意味で、今の環境に対する意識は上がってきているとは思いますが。

そのようなところをきちんと整備するというのが、いろいろな専門家の方も含めて、これまで親水性などでされてきているとは思うのです。やはり水質はすごく大事かと思えます。気になります。

十何年も前に、当時の区が持っているいろいろな計画の中では、これ夢物語ではないのですという当時の部長答弁の中に、友禅流しの復活、泳げる、アユの遡上などがありました。今の水質で、これら3つの実現は夢ですか。できるのか。

やはりそのようなところだと思うのです。やはり子どもたちが足をつけて遊んでも、衛生的にも大丈夫です。お台場などにはいろいろ課題があるかもしれないですけれども、でもやろうと思えばできるのかという部分で、この辺りについて教えてください。

○北原河川下水道課長

泳げる、また友禅流し等ができるかということについては、今の水質ではかなり難しい状況ではございます。そのようなことが実現できるかどうかというと、めどは難しいのかもしれないのですけれども、水質が改善するように、区としても要望したり、様々な取組をしていきたいと考えているところでございます。

○つる委員

ここでハード・ソフトと両方あって、先ほど環境課長のご答弁もあったと思います。この間、本当にいろいろな形で対策、努力をやってきている中で、生活習慣や課題の中で、各部署でそれぞれ化学物質、マイクロプラスチックなど、いろいろなことが出てきて、この課題というのは難しいのだと思います。

ただ、やはりそのようなところに目をつぶって親しんでいこうということではなくて、環境学習もやっているというところから考えると、真正面から捉えて、本気でそのようなところを変えていくということも推進計画の中にもあるのだと思うのですけれども、ハードというよりもソフトのほうでしっかりとやっていったらどうなのか。そのような意味では、本当に友禅流しを復活させて、泳げて、アユも遡上してくるということを実現しようと、夢物語ではないのだと、やはり当時はすごく大事な決意だったと思うのです。

とはいえということではなくて、やはりそこを本気でやっていかないと、大きいくりではSDGsなどを考えれば、やはりここでこのような一つの成功事例をつくっていくということも、今のそれこそ品川区行政のポテンシャルからいったら、絶対できるという自信を持っていただきたいというところもあります。

楽しいね、きれいだねというところ、臭い物に蓋をしながらということではなくて、やはり本質的なところも含めた対策をぜひこの計画に盛り込む、盛り込まない、別立てでもいいと思うので、ぜひやっていただきたいと思います。ぜひ東京都も突き動かすという意味も含めて、やっていただきたいと思います。要望です。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 所管事務調査

○塚本委員長

次に、予定表2、所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目につきましては、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしていただきました。

委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、正副委員長で検討させていただきました結果、今年度の建設委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、「住宅に関することについて」、「地域交通政策に関することについて」および「しながわ水族館のリニューアルについて」の3項目とさせていただきますと思います。

まず「住宅に関することについて」は、居住支援事業および空き家等対策事業などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

次に「地域交通政策に関することについて」は、公共交通の整備促進や交通安全対策などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

最後に「しながわ水族館のリニューアルについて」は、令和9年度のリニューアルオープンに向けた取組などについて調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明させていただきました。時間の関係もあり、ご要望の全てを取り上げるということはできませんでしたが、このような形でご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、さよう決定いたします。

次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、理事者の皆様におかれましても、いろいろな資料の準備をお願いすることになろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

以上で本件を終了いたします。

3 その他

○塚本委員長

次に、予定表3の行政視察についてを議題に供します。

行政視察の調査項目・視察先の希望については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。

期日までに委員の皆様よりいただきましたご意見・ご要望を踏まえ、調査項目等の視察内容について正副で検討させていただきました。

まず視察のスケジュールにつきましては、第3回定例会後の10月28日月曜日から11月1日金曜日までのうちの2泊3日になろうかと思えます。

ただいま申し上げた日程での実施についてご意見がある委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

次に調査項目等の視察内容についてです。こちらについては、次回の委員会で、日程や調査項目等の正副案をお示ししたいと考えておりますが、現時点ではいただいた意見を参考に、①「A I オンデマンド交通について」をテーマに、福岡県福岡市、②「しながわ水族館リニューアルについて」をテーマに、兵庫県神戸市、神戸須磨シーワールドを候補として考えております。

また所管事務調査の調査項目である「住宅に関することについて」に関連して、現在、視察項目や視察先を検討しております。

現時点での広報を踏まえ、視察項目や視察先についてご意見等がございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

それでは、いただいたご意見等を参考に、再度、正副で検討させていただきます。次回の委員会で改めて日程、調査項目等の案を示させていただきますと思います。

なお、本日以降も調査項目等のご意見がございましたら、7月9日火曜までに、事務局まで書面で提出をお願いしたいと思います。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○塚本委員長

次に、予定表4、その他を議題に供します。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。本件につきましては、これまで紙で配りしていましたが、今回より電子データでの配付となっておりますのでご案内いたします。

それでは、配付の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

なお、今後取り扱う行政視察に関連する資料も電子での配付となりますので、ご了解ください。

以上で本件を終了いたします。

(2) 委員長報告について

○塚本委員長

次に(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○塚本委員長

最後に(3)その他を議題に供します。その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松永委員長

ないようですので、正副委員長から2点ご案内いたします。

初めに東京河川改修促進連盟の総会および促進大会、通称河川大会についてご案内いたします。6月20日付事務連絡にて、第62回東京河川改修促進連盟の総会および促進大会の開催について通知がございました。

令和6年8月8日木曜日の午後1時から調布市グリーンホールにて開催となります。区議会では、議長および建設委員会委員が出席することになります。

なお、大会当日は、事業把握のため建設委員会を開催することとなりますので、午前中に委員会を開催し、理事者より説明を受けた後、会場へ向かう流れとなりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

河川大会に関するご案内は以上となります。

次に、第35回東京都道路整備事業推進大会について、通称道路大会についてをご案内いたします。

10月22日火曜日に予定されている道路大会につきましては、以前お伝えしましたとおり、砂防会館別館において対面開催されることになりましたが、当会場では建設委員会全員での参加が困難な状況となっております。

つきましては、その状況を踏まえまして、事業の把握については、9月の建設委員会において概要説明を受け、10月22日の大会当日の建設委員会については開催しない取扱いにしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。

なお、議会に対しては3名の出席要請がございました。正副としましては、委員長と副委員長のほかあと1名の委員で出席できればと考えておりますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、これから出席者の選任を行いたいと思います。

委員長、副委員長のほか1名の委員の選任について、出席を希望される委員はいらっしゃいますでしょうか。

○澤田委員

はい。

○塚本委員長

ありがとうございます。ほかはよろしいですね。

それでは、10月22日の道路大会については、正副委員長と品川区議会自民党・無所属の会、澤田委員の3名で出席してまいります。ありがとうございました。

当日の集合時間等につきましては、出席される委員に個別にご連絡さしあげますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午前11時47分閉会